

訪日外国人観光客向け観光公式サイトに係る記事掲載及びSNSによる周知業務 公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

訪日外国人観光客向け観光公式サイトに係る記事掲載及びSNSによる周知業務

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 趣旨・目的

兵庫県におけるインバウンド市場の復活に向けて、訪日外国人観光客向けに観光公式情報を掲載するためWEBサイト「AMAZING HYOGO JAPAN」（以下「WEBサイト」という。）を開設した。

今後より多くの訪日外国人観光客を兵庫県へ誘客するため定期的かつ継続的にWEBサイトに兵庫県内各地の観光情報を紹介する記事を掲載して県の魅力を発信するとともに、SNSを活用してWEBサイトの周知を行う。

運用に際しては以下の国、地域を対象とする。

最重点：台湾、香港、シンガポール
重点：韓国、米国、豪州、フランス、ドイツ
検討：英国、タイ、ベトナム

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

5 委託料

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 業務の内容

（1）Feature 記事の制作

県内観光地、名所等の事業者などにヒアリングして執筆するプロダクトアウト型の特集記事の作成。

① 月に1本以上のFeature記事を制作すること。記事のボリュームは日本語表記で2,500文字程度とし、画像を10枚以上挿入すること。画像のサイズは水平方向768px×垂直方向512pxとする。

② 記事制作にあたりライターに求める条件は下記のとおりとする。

- ア 訪日外国人観光客向けWEBライター経験が5年以上あること
- イ 兵庫県内の観光に関心があり、知見があること
- ウ 京阪神在住であること

（2）Review 記事の制作

インフルエンサー等が県内観光地、名所等を訪問し、その魅力についてインフルエンサー自身の目線で紹介するマーケットイン型の記事の作成。

- ① 月に2本以上の Review 記事を制作すること。記事のボリュームは日本語表記で2,500文字程度の内容の翻訳原稿とし、画像を10枚以上挿入すること。画像のサイズは水平方向768px×垂直方向512pxとする。
- ② 記事制作にあたりインフルエンサーに求める条件は下記のとおりとする。
 - ア 訪日関心層から支持を得ていること
目安として Instagram 等 SNS において、観光、旅行関連の投稿を定期的に行い、上記「3 趣旨・目的」に記したターゲット各国のフォロワーを10万人以上獲得していること
 - イ 日本語以外の言語を母国語とすること（ただし、上記「3 趣旨・目的」に記した「最重点」「重点」各国を対象とする）
 - ウ 兵庫県内の観光に関心があり、知見があること

③ Instagram による WEB サイトの周知

Review 記事と連動した県内観光地、名所等を紹介する Instagram 向け写真・動画コンテンツ（以下「Instagram 素材」という。）を作成し、WEB サイトの知名度向上のための周知を行う。投稿の回数は下記のとおりとする。なお投稿日時については WEB サイトへのアクセス流入効果が高いと思われる日時案を委託者に提示すること。

- ア リール投稿 月に2本
- イ ストーリー投稿 月に12回

(3) Related articles 記事の制作

上記(1)(2)の記事を補完するため、紹介するスポット等の詳細を記載した記事の作成。

- ① 月に3本以上の Related articles 記事を制作すること。記事のボリュームは日本語表記で2,500文字程度とし、画像を10枚以上挿入すること。画像のサイズは水平方向768px×垂直方向512pxとする。
- ② なお記事制作にあたりライターに求める条件は下記のとおりとする。
 - ア 訪日外国人観光客向け WEB ライター経験が5年以上あること
 - イ 兵庫県内の観光に関心があり、知見があること

(4) 上記(1)～(3)の記事および Instagram 素材制作に付随する業務

- ① 記事、Instagram 素材の制作にあたり、テーマを決定するための会議を月に1回以上、委託者で行うこと。
- ② 委託者との会議によって決定したテーマを元に取材先への取材依頼、日程の調整等を行うこと。
- ③ 記事、Instagram 素材の制作に必要な取材を行うこと。施設入場料、交通費等取材に係る経費は全て委託料に含む。
- ④ 記事、Instagram 素材の制作に関する画像を撮影すること。撮影にあたっては著作権、肖像権の侵害等にあたらぬよう撮影許可の申請を行うこと。なお他者が撮影した画像を使用する場合は本事業の趣旨を必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。
- ⑤ 記事、Instagram 素材の制作にあたり、必要に応じて露光調整、色補正などの画像加工を行うこと。

- ⑥ 各記事に関連する記事のリンクを貼り付けること。貼り付ける記事はひょうご観光本部が保有する記事のほか、観光地のHPなども含める。その際は権利保有者より許諾を得ること。
- ⑦ 制作した記事、Instagram 素材は取材先等に内容の確認作業を行い、掲載の許諾を得た後、委託者に提出すること。
- ⑧ Instagram 投稿の結果について1か月ごとのマンスリーレポートを翌月中頃までに委託者に提出すること。マンスリーレポートにはインプレッションやWEBサイトへの流入数等実績数値のほか、以後の記事内容選定に係るテーマの提案を記載すること。

7 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、実施結果等を記載した「事業完了報告書」と、作成した記事および Instagram 素材のデータを委託者に提出しなければならない。納品は編集可能なデータ形式とすること。

電子データはメディア（CDまたはDVD）に記録し提出すること。なお各ファイルには内容の分かるファイル名を付与し、ウイルスチェックを行っておくこと。

必要な場合には、提出するデータについて、委託者・受託者双方で協議すること。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

（神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階）

(3) 提出期限

令和7年3月31日（月） 17:00

8 精算・支払い

請求書を受領後、翌月末までに精算を行う。

9 事業実施上の留意点

(1) 特記事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② 業務担当者は、訪日高付加価値旅行者及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ④ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ⑤ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

10 著作権等の権利関係

(1) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(2) 二次利用

本業務の成果物の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果物を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

11 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

12 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

13 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住

所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

14 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、および過去 2 年間に法人、国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他知事が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上わたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

15 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

16 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

17 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

18 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。